

独立行政法人国立高等専門学校機構における随意契約に関する規則等

独立行政法人国立高等専門学校機構業務方法書（抄）

第3章 競争入札その他の契約に関する基本事項

（競争入札その他の契約に関する基本事項）

第9条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、全て公告して申込みをさせることにより、競争に付する。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さないとき、予定価格が少額であるとき、その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

2 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによる。

独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（抄）

第5章 契約

（随意契約）

第34条 契約担当役は、契約が次の各号に該当する場合は、前二条の規定にかかわらず、随意契約によることができるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- 二 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
- 三 競争に付することが、不利と認められるとき。
- 四 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。

2 業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては、前二条の規定にかかわらず随意契約によることができるものとする。

3 随意契約について必要な事項は、別に定めるものとする。

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（抄）

第3章 指名競争契約及び随意契約の適用基準

（会計規則第34条第1項第一号の規定に基づく随意契約の基準）

第10条 会計規則第34条第1項第一号に規定する場合は、次の一に該当する場合とする。

- 一 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 運送又は保管をさせるとき。
- 三 独立行政法人国立高等専門学校機構業務方法書（平成16年文部科学大臣認可）第7条及び第8条の規定により業務を委託するとき。
- 四 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。

- 五 外国で契約するとき。
- 六 官公署、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人と契約を締結するとき。
- 七 その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

(会計規則第34条第1項第二号の規定に基づく随意契約の基準)

第11条 会計規則第34条第1項第二号に規定する場合は、次の一に該当する場合とする。

- 一 機構に発生した予見しがたい不都合を解消するために必要な措置を行うとき。
- 二 その他契約担当役が緊急の必要があると認めるとき。

(会計規則第34条第1項第三号の規定に基づく随意契約の基準)

第12条 会計規則第34条第1項第三号に規定する場合は、次の一に該当する場合とする。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- 二 随意契約による時は時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 三 買入れを必要とする物件が多量であって分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- 四 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならぬこととなるおそれがあるとき。
- 五 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施工させることが困難又は不利であるとき。

(会計規則第34条第1項第四号の規定に基づく随意契約の基準)

第13条 会計規則第34条第1項第四号に規定する基準額は、次のとおりとする。

- 一 工事又は製造の請負契約で予定価格が500万円を超えないとき。
- 二 財産の買入契約で予定価格が300万円を超えないとき。
- 三 工事又は製造の請負及び財産の買入以外の契約で予定価格が500万円を超えないとき。

(入札者がないとき等の随意契約)

第14条 契約担当役は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約によることができる。

- 2 契約担当役は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。
- 3 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。